

深セン経済特区企業技術秘密保護条例

2019年10月31日改訂

独立行政法人 日本貿易振興機構（ジェトロ）

広州事務所 知的財産権部編

※ 本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈等をできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報等の正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

深セン経済特区企業技術秘密保護条例

(1995年11月3日付けの深セン市第2期人民代表大会常務委員会第4回会議にて可決された。2009年5月21日付けの深セン市第4期人民代表大会常務委員会第28回会議による「『深セン経済特区企業技術秘密保護条例』の改正に関する決定」に従って第1回の改正を行った。2019年10月31日付けの深セン市第6回人民代表大会常務委員会第36回会議による「『深セン経済特区人体臓器提供移植条例』等45の法規の修正に関する規定」に従って第2回の改正を行った)

目次

第一章 総則

第二章 企業技術秘密の管理

第三章 企業技術秘密の保護

第四章 法的責任

第五章 付則

第一章 総則

第一条 技術秘密を合法的に保有する企業の権益を保護し、企業の自主的革新を促進し、深セン経済特区（以下、「特区」という）における企業の技術進歩を推進するために、関連法律・行政法規の基本原則に従い、特区の実情を踏まえて、本条例を制定する。

第二条 特区内の企業の技術秘密の保護には、本条例を適用する。

第三条 市の知的財産主管部門は、本条例の実施を組織し、企業技術秘密の保護業務を指導し、本条例に違反した行為を監督・摘発する。

第四条 本条例にいう技術秘密とは、公衆に知られておらず、企業のために経済的利益をもたらすことができ、実用性を有しかつ企業から秘密保持措置を講じられた非特許技術及び技術情報を指す。

第五条 本条例にいう技術及び技術情報には、物理的、化学的、生物的又はその他の形式の担体で表現されたデザイン、プロセス、データ、配合、ノウハウ、プログラム等の形式のものが含まれる。

第六条 同一の技術秘密を独立して開発した場合、開発時間の前後を問わず、各独立開発者のいずれも当該技術秘密を自由に使用、譲渡又は開示することができる。

技術秘密について使用許諾、譲渡又は開示を行う場合、独立開発者は独立開発の関連証明資料を提示しなければならない。

第七条 偶然に得られた技術的秘密について、合理的な形式で秘密として保持しなければならない。権利者は、これにより生じた合理的な費用について補償しなければならない。

第八条 市の知的財産主管部門は関係部門と共同で、技術秘密誠実信用ファイルを構築し、発効した司法、仲裁文書等で確認された技術秘密に係る信用失墜行為を記録しなければならない。

第九条 法律、法規に違反し、国の利益、社会公共の利益を損害し、公共道徳に背く技術秘密は、本条例の保護範囲内に含まれない。

第二章 企業技術秘密の管理

第十条 企業は、保護すべき技術秘密を保有する場合、技術秘密の内部管理制度を健全化し、専任又は兼任の技術秘密管理者を手配し、本企業の技術秘密の管理を規範化しなければならない。

第十一条 企業は秘密保持制度を構築ことができ、主に以下を含む。

- (一) 秘密保持対象。
- (二) 秘密に関わる場所。
- (三) 秘密保持マークの内容又は秘密保持文書の内容。
- (四) 秘密保持措置。
- (五) 規定すべきその他の内容。

秘密保持制度は、企業内部で公開しなければならない。

第十二条 企業は秘密保持措置を制定することができ、主に以下を含む。

(一) 秘密に関わる情報の開示範囲を限定する。

(二) 秘密に関わる情報、担体について秘密保持マークを表記するか又は防備措置を講じる。

(三) 秘密保持契約を締結する。

(四) 秘密に関わる場所の使用者、訪問者に対して秘密保持を要求する。

(五) その他の合理的な措置。

第十三条 企業は、その保有している合法的な技術秘密を明示・確認しなければならず、その確認方法は以下を含む。

(一) 秘密保持マークを付ける。

(二) 秘密保持マークを付けることができない場合、専用の企業文書で確認し、かつ文書を秘密保持義務の負う関係者に送達する。

(三) 秘密保持義務の負う者が理解できるその他の確認方法。

第十四条 企業は、技術秘密のライフサイクルの長さ、技術の成熟度、技術の潜在的価値の大きさ及び市場の需要程度等の要素に従い、その秘密レベル及び秘密保持期間を自ら確定することができる。法律、法規に別途規定がある場合を除く。

第十五条 企業の秘密として保持すべき科学研究プロジェクトについて、立案時にそれ相応の秘密保持措置を制定しなければならない。

第十六条 企業は、秘密保持費用配布の方式を講じて技術秘密を保持する場合、秘密保持費用を労働契約又は給与明細書に明示しなければならない。

第三章 企業技術秘密の保護

第十七条 企業の従業員又は業務関係者は、その知り得た企業技術秘密を守らなければならない。

企業は、企業技術秘密を保持するよう従業員や業務関係者に要求する権利を有する。企業は、秘密保持契約の締結、秘密保持制度の公布、秘密保持費用の配布等の方式で秘密保持を従業員に要求することができる。従業員や業務関係者が秘密保持の承諾をしか

つ企業がそれを受け入れた場合は、秘密保持契約が成立したとみなす。

本条例にいう業務関係者には、企業と取引関係を持って技術秘密を知る必要がある機構、個人が含まれる。

第十八条 秘密保持契約の有効期間中に、従業員は次の各号に掲げる義務を履行しなければならない。

(一) 企業技術秘密の漏洩を防止する。

(二) 企業技術秘密を他人に漏洩してはならない。

(三) 技術秘密を合法的に保有する企業による同意を得ない限り、当該技術秘密を使用して生産・経営活動を行ってはならない。

第十九条 秘密保持期間は、技術秘密の存続期間とする。従業員及び業務関係者は、秘密保持期間中に、秘密保持義務を負うものとする。但し、当該技術が既に公開されたか又は別段の取り決めがある場合を除く。

第二十条 企業は、取引により技術秘密を知る必要がある業務関係者又は企業技術秘密の合法的な譲受人、使用者と秘密保持契約を締結することができる。

秘密保持義務を負う業務関係者又は合法的な譲受人、使用者は、秘密保持契約の有効期間中に、本条例の関連規定に従い、有効な秘密保持措置を講じ、当該技術秘密の漏洩を防止しなければならない。技術秘密の合法的な保有者の書面による同意を得ない限り、企業技術秘密を開示、漏洩又は公開してはならない。

秘密保持義務を負う業務関係者は、当該技術秘密を利用して生産・経営活動を行ってはならない。

第二十一条 企業は、その上級管理者、上級技術者及び秘密保持義務を負うその他の従業員と競業避止契約を締結することができる。

第二十二条 競業避止契約は、書面にて締結しなければならず、一般的に以下の主な条項を含む。

(一) 競業避止の範囲、地域。

(二) 競業避止の期間。

(三) 補償金の額及び支払方法。

(四) 違約責任。

第二十三条 競業避止の期間は最大、労働契約の解除又は終了後の2年を超えてはならない。2年を超えた場合、超過部分は無効とする。

競業避止契約において期間に関する取り決めがないか又はその取り決めが明確ではない場合、無固定期間契約とみなし、いつでも契約を解除することができる。但し、少なくとも1ヶ月前までに相手方当事者に通知しなければならない。

第二十四条 競業避止契約で取り決めた補償金については、月単位で算定しかつ当該従業員が企業を退職する前の最後の12ヶ月間の平均月給の2分の1を下回ってはならない。取り決めた補償金上記基準より少ないか又は補償金に関する取り決めがなかった場合、補償金は、当該従業員が企業を退職する前の最後の12ヶ月間の平均月給の2分の1で算定するものとする。

第二十五条 競業避止の補償金は、従業員が企業を退職した後に毎月支払わなければならない。使用者が月毎に支払わなかった場合、労働者は使用者が取り決めに違反した日から起算して30日以内に、未払の経済的補償を一括で支払った上、引き続き競業避止契約を履行するよう使用者に要求することができる。労働者は、30日以内に一括払いを要求しなかった場合、競業避止契約の解除を使用者に通知することができる。

第二十六条 技術秘密が既に公開された場合、当事者は競業避止契約を解除することができる。法律、法規に別途規定がある場合を除く。

競業避止契約の解除権を行使する場合、書面にて相手方当事者に通知しなければならない。競業避止契約の解除は、通知が相手方当事者に到達した時点をもって発効する。但し、双方当事者間に別段の取り決めがある場合を除く。

第二十七条 企業が法律又は労働契約に違反して労働契約を一方的に解除した場合、当該従業員は、競業避止契約を解除することができる。

第二十八条 企業が法により合併、分割又は終了した場合、秘密保持契約、競業避止契約における義務の履行及びあるべき権利の享有は、変更後の当事者が負うか又はそれぞれ負うものとする。

第四章 法的責任

第二十九条 企業技術秘密の侵害により損害を与えた場合、損失賠償及びその他の民事責任を負い、かつ被侵害企業が当該合法的権益の侵害行為を調査するために支払った合理的な費用を負担しなければならない。

第三十条 企業技術秘密を侵害し、被侵害企業に損失を与えた場合、権利侵害者は被侵害企業の経済的損失を賠償しなければならない。

技術秘密権利者の損失額の算定に当たっては、その研究開発コスト、当該技術秘密の実施による収益、取得可能な利益、競争上の優位性の保持可能期間、技術秘密の譲渡又はライセンス料、市場シェア低下等の要素を総合して確定しなければならない。技術秘密権利者の損失額が算定できない場合、権利侵害者の違法経営額を技術秘密権利者の損失額とする。

第三十一条 次の各号に掲げる権利侵害行為に該当する場合、市の知的財産主管部門は、直ちに権利侵害を停止するよう命じ、違法経営額相当額の罰金を併科しなければならない。違法経営額がないか又は違法経営額が確定しにくい場合、情状に応じて個人に対して5万元以上10万元以下の罰金を科し、機構に対して10万元以上20万元以下の罰金を科するものとする。

(一) 技術秘密に対して秘密保持義務を負う者は、技術秘密の合法的な保有者の書面による同意を得ることなく、当該技術秘密を開示し、使用し、又は他人にその使用を許諾した場合。

(二) 競業避止義務を負う者は、技術秘密の合法的な保有企業の書面による同意を得ることなく、同類でかつ競争関係のある製品を生産・経営する企業に勤めるか又は同類でかつ競争関係のある製品を自ら生産・経営した場合。

(三) 他人が競業避止義務を負っていることを明らかに知っているにもかかわらず、その人を招いて任用した場合。

第三十二条 詐欺、窃盗、懐柔、脅迫、賄賂又はその他の不正手段により技術秘密を取得した場合、市の知的財産主管部門は、直ちにその侵害を停止し、技術秘密に関連する資料や設備を返還するよう命じ、20万元以上50万元以下の罰金を併科しなければならない。

第三十三条 前条に掲げた不正手段により技術秘密を取得しかつ開示、使用又は譲渡

した場合、市の知的財産主管部門は、直ちにその侵害を停止し、技術秘密に関連する資料や設備を返還するよう命じ、50万元以上100万元以下の罰金を併科しなければならない。

第三十四条 違約して開示されたか又は不正手段により取得された技術秘密であることを明らかに知り又は知り得るにもかかわらず、当該技術を譲受し、使用し、又は他人に再開示した場合、その譲渡契約が無効となり、連帯賠償責任を負うものとし、市の知的財産主管部門は、技術秘密に関連する設備や資料を封印し、15万元以上30万元以下の罰金を併科する。

第三十五条 競業避止義務を負う従業員は、競業避止に関する取り決めに違反した場合、取り決めに従って使用者に違約金を支払わなければならない。

競業避止義務を負う従業員が競業避止契約に違反すると同時に、秘密保持義務に違反して企業に損害を与えた場合、損害を受けた企業は違約金の支払を要求する権利を有し、かつ本条例第三十条の規定に従って損害賠償を請求することができる。

業務競争関係を有する関連企業は、当該従業員が競業避止義務を負っていることを知り又は知り得るにも関わらず、当該従業員を招いて任用した場合、連帯責任を負わなければならない。

第三十六条 技術秘密譲受人又は技術秘密を知り得た者が、当該技術秘密が違法譲渡又は違約開示に該当することを知らず、かつそれを知り得る合理的な根拠がない場合、賠償責任は違法譲渡人又は違法、違約開示者が負うものとする。

技術秘密譲受人又は技術秘密を知り得た者は、当該技術秘密が違法譲渡又は違約開示に該当することを知った後、直ちにその使用を停止し、かつ合理的、有効な措置を講じてその秘密を保持しなければならない。技術秘密譲受人又は技術秘密を知り得た者が被った損失及び秘密保持措置を講じるためにかかった費用については、違法譲渡人又は違法、違約開示者に追徴賠償させることができる。追徴賠償できない場合、技術秘密を合法的に保有する企業と技術秘密譲受人又は技術秘密を知り得た者は合理的に分担する。技術秘密を合法的に保有する企業の書面による同意を得た場合、技術秘密譲受人又は技術秘密を知り得た者は当該技術秘密を引き続き使用することができる。

第三十七条 市の知的財産主管部門又はその他の国家機関の職員が公務履行中において知り得た技術秘密を不法に使用したり、その使用を他人に許諾したり漏洩したりした

場合、所在機関が法により処分を与えるか又は監察機関が法により政務処分を与えるものとする。犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追及する。

第五章 付則

第三十八条 技術秘密の内容が国内外の配信メディアで開示され、又は国内で公開的に使用された場合は、当該技術秘密が既に公開されているとみなす。

第三十九条 市の人民政府は、本条例に従って実施細則を制定することができる。

第四十条 本条例が罰金に関する処罰を定めた上に、市の知的財産主管部門は具体的な処罰弁法を制定しなければならない。

第四十一条 本条例は、1996年1月1日より施行する。

出所：2019年11月13日付け深セン市人民代表大会ウェブサイトを基に
JETRO 広州事務所日本語仮訳を作成

http://www.szrd.gov.cn/szrd_zyfb/szrd_zyfb_cwhgb/201911/t20191114_18631029.htm